

小児慢性特定疾病医療費支給制度における 指定医の申請手続について

1 指定医について

児童福祉法により、市長から指定を受けた医師（以下「指定医」といいます。）のみが小児慢性特定疾病患者の医療費助成に係る支給認定申請に必要な医療意見書（診断書）を作成できます。

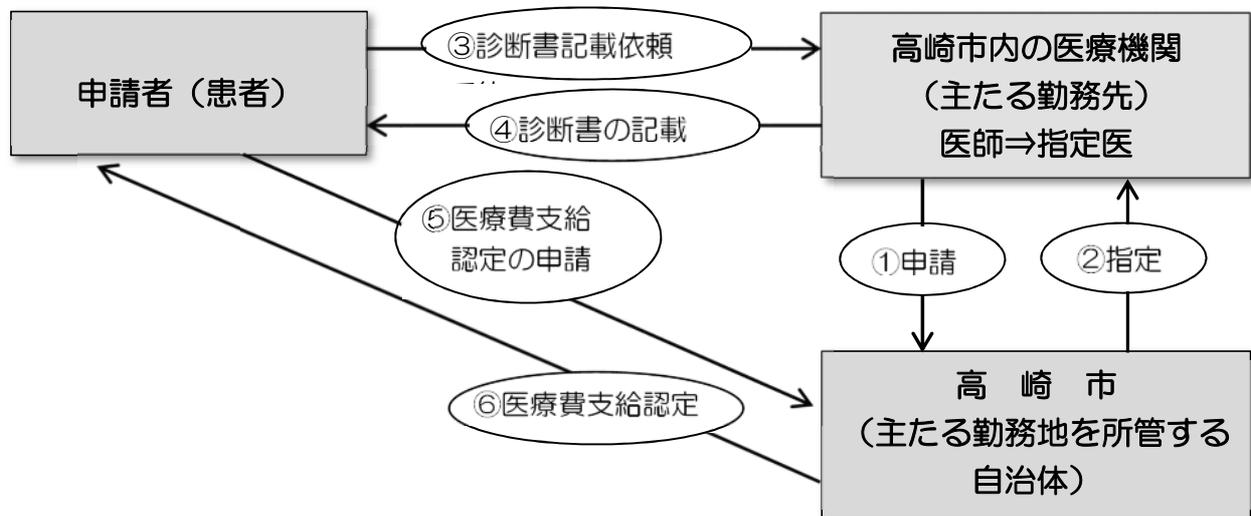
指定医の指定を受けるためには、主として診断書の作成を行おうとする医療機関の所在地（以下「主たる勤務地」といいます。）の都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市の長に対して、申請の手続が必要になります（※）。

※主たる勤務地が高崎市の場合、高崎市長宛てに申請することになります。

令和4年4月1日より、主たる勤務地以外の自治体への届出は不要となりました。

以下に申請手続の概要を記載しておりますので、ご参照の上、手続を行いますようお願いいたします。

<指定医の申請手続と小児慢性特定疾病医療費支給認定の流れについて>



2 指定医の申請手続について

主たる勤務地が高崎であって指定医の指定を受けようとする方は、下記の書類を提出してください。（郵送可）

【提出書類】

- ①小児慢性特定疾病指定医指定申請書（様式第1号）
- ②経歴書（様式第2号）
- ③医師免許証の写し（裏面に記載のあるものは、裏面も添付のこと）
- ④-1 専門医に認定されていることを証明する書類の写し（専門医資格がある方のみ）

- ④-2 小児慢性特定疾病指定医研修サイト (<https://www.sdtweb.jp/>) の指定医研修
コースの修了証の写し(専門医資格がない方のみ)

【申請書類の提出先(郵送先)】

〒370-0829 高崎市高松町5番地28

高崎市保健所 保健予防課 難病対策担当 宛て

※小児慢性特定疾病医療費助成制度に係る各種のお知らせや申請書様式については、高崎市ホームページに掲載しています。

高崎市ホームページ(<http://www.city.takasaki.gunma.jp/soshiki/hoken-yobou.html>)

3 指定医の職務、要件、有効期間について

【職務】

- ①小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書(医療意見書)を作成すること
- ②患者データ(医療意見書の内容)を登録管理システムに登録すること
※②の詳細については現在、厚生労働省で検討中です。

【要件】

以下の①②いずれかの要件を満たす医師であること。

- ①疾病の診断又は治療に5年以上(※1)従事した経験があり、関係学会の専門医(※2)の認定を受けていること
- ②疾病の診断又は治療に5年以上(※1)従事した経験があり、小児慢性特定疾病指定医研修サイトの指定医研修コース(※3)を修了していること
※1 医師法(昭和23年法律第201号)に規定する臨床研修を受けている期間を含む。
※2 別紙「専門医学会名及び専門医名称」をご覧ください。
※3 5年以上の診断・治療経験があり、小児慢性特定疾病の診断等に従事したことがある医師については、研修を受講し修了証が発行されると、小児慢性特定疾病指定医になることができます。

【指定の有効期間】

「指定医」の指定は、5年ごとの更新制です。(更新の手続については今後ご案内します)

4 留意事項

- ①指定審査後、高崎市保健所から申請者宛てに指定通知書を送付します。
- ②指定後、氏名や主たる勤務先医療機関等を高崎市のホームページで公示します。
- ③氏名や住所、主たる勤務先医療機関の変更等があった場合は届出が必要です。様式については、高崎市のホームページに掲載しています。
- ④医療意見書様式は、「小児慢性特定疾病情報センター」のホームページ(<http://www.shouman.jp>)に掲載されていますのでご利用ください。

5 問合せ先

高崎市保健所保健予防課 電話：027-381-6112